

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に基づきまして順次、各常任委員長の報告を求めてまいります。

日程第１．第 39 号議案 令和 8 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 39 号議案 令和 8 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 678 万 4000 円を追加し、総額を 57 億 5032 万 6000 円とするものでした。

歳出では、3 款 1 項 1 目．一般被保険者医療給付費分納付金、3 款 2 項 1 目．一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金、3 款 3 項 1 目．介護納付金分、3 款 4 項 1 目．子ども・子育て支援金分納付金について、県からの額決定通知に基づき、増額または減額補正をお願いするものとのことでした。

また、歳入の 1 款 1 項 1 目．国民健康保険税 1521 万 6000 円の減額については、令和 8 年度の税率改正に伴い再算定したところ、減額となったため補正をお願いするものであり、7 款 2 項 1 目．基金繰入金 2200 万円については、国保税の減額補正に伴う不足分と納付金の支出のために、国民健康保険基金から繰入れを行うものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 39 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 39 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 39 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2. 第 37 号議案 財産の取得についてから日程第 4. 第 41 号議案 令和 8 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 1 回）までを一括議題といたします。

以上の 3 議案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 37 号議案に対する報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 37 号議案 財産の取得について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、し尿処理を行います新衛生処理センターの建設用地を確保するため、財産を取得するためのものです。

場所につきましては、杵藤消防本部・武雄消防署の南東側で、武雄浄化センター東側に隣接する土地ということで、取得する面積は 7493.68 平方メートル、取得価格については 1 億 2085 万 5696 円で、5 月 20 日に仮契約を締結しているということです。

なお、残りがあと 41 平方メートルということですが、この部分につきましては、相続人調査が完了し、今後、本格的な用地取得に向け、交渉を進めていくということで説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 40 号議案に対する報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 40 号議案 令和 8 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正につきましては、競輪場宿舍等建設事業の中の新旧特別観覧席を解体するための補正予算となっております。

施設解体の前段として、アスベストの除去に相当の期間を要すること、また、令和 9 年 4 月の記念競輪時までは既存の施設を活用する必要があることから、令和 8 年度と令和 9 年度の年度またぎでの施工を見込まれており、継続費で補正計上されております。

年割額では、まず、令和 8 年度で 1 億 3300 万 3000 円、令和 9 年度で 1 億 9950 万 5000 円となっており、当該工事費の財源は全て競輪施設整備基金からであるものと説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 41 号議案に対する報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 41 号議案 令和 8 年度武雄市下水

道事業会計補正予算（第１回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、１款１項６目１６節、委託料に排水設備データ整備業務委託料 719 万 4000 円を計上されております。

これは紙媒体のままで、下水道管理システムへ未登録であった情報の電子化を行い、一元管理体制の構築を図るためのものということです。

今回の補正で、紙媒体の約 1250 件と、約 8000 件の既存データに、新たな水栓番号を登録することにより一元管理が完了しましたら、下水道の接続状況と使用状況がシステム上で直結することとなりますので、これにより構造的にミスが起きない仕組みを確立したいということで説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 37 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 37 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 37 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 40 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 40 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 41 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 41 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 38 号議案につきましては、本日、山口昌宏議員ほか 7 名から修正の動議が提出されました。

提出されました修正の動議は 2 人以上の賛成者がありますので、この動議は成立いたします。

第 38 号議案に対する修正案を追加し、一括議題といたします。

修正案配付のため暫時休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、原案を各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、審査の経過並びに結果について、順次、報告を求めます。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、10 款 5 項、保健体育費の市制施行 20 周年記念事業として、本年 8 月末開催に向けて進められておりました佐賀バルーンズのプレシーズンマッチについての補正予算 1749 万 1000 円が計上されておりました。

今年度の当初予算においても、開催経費の費用として 748 万 2000 円が計上されており、当初予算額と合わせて、総額 2497 万 3000 円の予算となるものです。

増額に至った理由としては、プレシーズンマッチという位置づけが、プレーする選手にとってはシーズン開幕前の大切な時期の試合であり、けがなくプレーできるよう安全面を最優先にしてほしいとの佐賀バルーンズ側からの要望に応えるために、B リーグ公式戦の仕様に合わせた試合会場、環境づくりを行うための費用が必要になったとのことです。

増額の費用の主な内訳は、体育館の床面を B リーグ公式戦仕様の木製の床やバスケットゴール、選手のバックヤードを充実させるために必要な設備のリース料、計 1385 万 1000 円及び審判、医師、看護師、警備員などの費用及び試合を行う両チームのスタッフの帯同費用 364 万円となっております。

委員からは、補正予算の増額に至った経緯の説明や財源となっているスポーツ振興基金についての目的や収入についての質問がありました。

執行部からは、開催経費の積算に関して、当初予算と補正予算における各項目の金額について詳細な説明を受けました。

また、本事業の財源は当初予算も含め、全てスポーツ振興基金を充当することとされています。

このスポーツ振興基金の目的として、市民のスポーツへの参加意識、意欲の向上、さらには将来、スポーツ選手になりたいという夢や希望を持ち、自分の未来を前向きにも描いてくれる子供たちの育成が図られることを目的としております。

この基金の収入源は、体育施設のネーミングライツ料、広告掲載料、太陽光発電の売電益、自動販売機の手数料とされており、令和7年度末時点で3923万9000円の残高となっており、それぞれ取組み開始年度が異なるものの、令和7年度実績で1000万円程度の収入があつていふとのことです。

討論においてはプロアスリートならば既存の設備で試合を行うべきで、選手側が会場の状況に合わせるべきと仮施設整備の費用としては受け入れられるものではないとの反対の意見もありました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

17番 松尾議員

松尾議員／もう少し詳しく、基金を使うということでしたけども、基金の原資は、ネーミングライツとかそういうので税金は一切使われていないという話を私も聞きましたけれども、その辺の御議論をもう少し詳しく教えてください。

以上です。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／質疑の中で、財源についての御質問もございました。

その質問に対しては、スポーツ振興基金の財源につきましては、先ほども申し上げました、体育施設のネーミングライツ、広告掲載料、太陽光発電の売電益、自動販売機の手数料、武雄市が行っている自主事業収入が原資となっており、税金ではないと。

財産の一環ではありますが税金ではないという説明は受けました。

議長／11 番 豊村議員

豊村議員／当初予算が 750 万円ほどで、それが 3 倍近くに膨れ上がる中で、質疑の中で、例えば、当初予算の範囲内で収まるような形で、執行部として、その方向性での議論がなかったのかとかという質疑、つまり、膨らむような形にならないような形でできるようにというふうな議論がなかったのか、また、最終的に、その今回、補正を組むような形に、それで、最終判断をしたのは誰かとかという、そういった質疑はあったのでしょうか。

議長／池田総務常任委員長。

池田総務常任委員長／ただいまの御質問に対して、当初予算から補正予算で増額の要求が出たということで、相手方の佐賀バルナーズさんとの競技の中で、選手のけが等も考慮して、シーズン前であるので本番に近い形での開催をお願いしたいという報告は受けました。競技の中でステージの、会場の設営費が膨らんだことの説明は受けました。そして、最終判断、これは庁内協議を経て、部長会議、副市長、そして市長の決裁が最終的に下りたということで答弁いただきました。

議長／11 番 豊村議員

豊村議員／つまり、当初予算の範囲内ということで、要は、今は試合形式にこだわっての補正の形だと思うのですが、その試合の形式にこだわらない形でやろうよという議論が執行部内であったかとかという質疑とかはあったのでしょうか。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／プレシーズンマッチを開催するということで進んできて、その点についての議論はあっておりません。

議長／10 番 吉原議員

吉原議員／先ほど、委員長報告の前に、修正動議ということで書面が手元に来たわけですが、ここの内容を見ておきますと、先ほどから申されている 20 周年記念事業に関してのようですが、先ほど、委員長の報告で賛成多数ということでしたので、反対の方がおられたということだと思いますけれども、その総務常任委員会の審査の中で修正案の意見というのは

出されたのかお尋ねをいたします。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／修正案の提出を含め、修正案に関する話は一切出ておりません。

議長／11 番 豊村議員

豊村議員／すみません、別ですけれども、8 月末開催予定ということを伺っていたのですが、期日もあまりないというふうな中で、16 日の本会議のときはまだ対戦相手も決まっていないということだったのですが、例えば、設備が間に合うのか、試合等、事業がきちんとできるのか、間に合わずに中止となるようなことがないのかとか、そういったことの議論等はなかったでしょうか。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／開催に向けては鋭意努力していくということと、対戦相手が決まらない場合ですね、最終的に、今、ブルーナースさんのほうで鋭意努力されているということは答弁でいただきました。

当然、プレシーズンマッチという開催で、対戦相手が決まらない場合は中止もやむを得ないという答弁をいただいております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

15 番 朝長議員

朝長議員／委員会審議の中で、予算規模が当初から、もう 3 倍以上に膨れたと、その時点で計画自体を撤回するというような検討が行われたのかどうかは確認されたのでしょうか。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／撤回する、しないの議論を行ったかという質問自体は出ておりません。

議長／ほかに質疑ございませんか。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／当初予算で 748 万 2000 円の捻出がなされておりますけれども、今回の補正でいきなり 1749 万 1000 円、これはあまりにも当初予算の組み方が悪いのではないかと。なぜこうなったのかの説明をお願いしたいと思いますけれども。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／なぜこうなったかの説明を委員長がすべきものなのかということについては、それは質問の在り方が違うと思いますので、そこについては答弁いたしかねます。

議長／17 番 松尾議員

松尾議員／すみません、賛成多数ということですがけれども、委員さんは誰が賛成で誰が反対だったんですか。教えてください。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／賛成者か反対者かということについては、報告をされた経緯がございませんので、ここは差し控えさせていただきます。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／先ほど、その、委員長に対しての私の質問の仕方が悪かったようでございますけれども、これは、あくまでもスポーツ振興基金という、その中で 2500 万円ぐらいの基金を捻出されておりますけれども、その委員会の中で執行部に対してのそういうふうな質問の内容はされましたか、お尋ねをいたします。

議長／すみません、もう少し詳しく質疑をお願いします。

もう一回。

もう少し詳しく。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／質問のほうが分からんやったということでございますけれども。

中身としてですよ、当初 748 万円の予算があったわけですね。

そして、最終的にトータルで 2500 万円近くの予算になっているわけですが、その 2500 万円になった経緯というのを審議はされたのかどうか、その辺のところをお尋ねします。

これでいいですかね。

議長／池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／ちょっと、質問の趣旨がよく分からず、私がそれを答えるのか、そこについては、先ほどの答弁と同じくとさせていただきます。

先ほど委員長報告の中でも報告をさせていただきましたけれども、748 万 2000 円、当初予算が。

総額 2497 万 3000 円となる予算でしたが、この増額になった説明としては、プレシーズンマッチという位置づけがプレーする選手にとってはシーズン開幕前の大切な時期の試合であり、けがなくプレーできるよう、安全面を最優先にしてほしいとの佐賀ブルーナーズ側からの要望に応えるために B リーグ公式戦の仕様に合わせた試合会場、環境づくりを行うための費用が必要になったという説明は受けました。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

朝長福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 2 項 1 目、佐賀県後期高齢者医療広域連合療養給付費（定率）負担金 907 万 4000 円は当初予算では概算額で計上していたが、後期広域連合からの額決定通知により、今回補正をお願いするものとの説明を受けました。

また、10 款 1 項 3 目、学校教育総務費、8 節、旅費のうち 102 万円は、昨年度に引き続き文部科学省が取り組む「生成 A I パイロット校事業」の採択を受けた山内中学校、北方中学校、御船が丘小学校、山内西小学校の 4 校の指定校を中心に、市内の全小・中学校において生成 A I を活用した教職員の校務 D X を進めていくための費用との説明を受けました。

10 款 2 項 2 目、小学校費・教育振興費の 7 節、報償費、8 節、旅費、10 節、需用費の合計 40 万 1000 円は、佐賀県の事業「さがん学び研究指定」及び「へき地・小規模校教育研究指定」において、それぞれ指定された橘小学校、東川登小学校で研究事業に取り組むための費用が計上されていきました。

歳入では、各事業に伴う財源として委託金や補助金などが計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

吉原産業建設常任委員長

吉原産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、6 款 1 項 5 目 14 節、工事請負費ですが、こちらにつきましては、若木町川古川の湯の口頭首工の改修工事につきまして国の事業採択の見込みが立ったということで 3500 万円の補正がされております。

また、8 款 3 項 1 目、河川維持費で、河川護岸補修の 3 か所について、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、しゅんせつ計画に基づき継続事業が予定されておりましたが、昨年 12 月末に同事業債が 5 か年延長されたことに伴い補正するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）に対する修正案について提出者からの説明を求めます。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／おはようございます。

第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）についての修正案を申し述べます。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 3 及び武雄市議会会議規則第 17 条の規定により提出をします。

中身についての説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 513 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 308 億 9889 万 7000 円とします。

内容としては、繰入金 が 2076 万円、そして、最終的に歳入の合計が 1 億 513 万、308 億 9009 万 7000 円で、これについては後ほど、修正した分については印刷をして皆さん方にお配りをしたいと思います。

議長／提出者に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12 番 池田議員

池田議員／提出者の山口昌宏議員に何点か質問をさせていただきます。

まず、ただいまの説明の中で、どの部分を修正されたのか、ちょっと、説明がございませんでしたが、資料を見て理解するものとさせていただきますが、まず最初に、議長も経験された山口昌宏議員さんにお尋ねをしたいのは、まず最初に、武雄市議会においては委員会主義を取っております。

委員会に付託された案件を審査して、本会議で委員長報告を経て討論、採決をすると。

本会議主義ではないということですよね。

委員会主義できているということ。

そのことにおいて、この修正案をどの時点で協議されたのか。

まず、私が聞き及んだのは、委員会の前にこれは修正せんぎいかんろうもんと、本人の口から私、お聞きしております。

委員会の判断を下す前に修正の協議をされていた。

お尋ねしたいのは、次にですね、この修正案は総務常任委員会の採決の後に協議をされたのか、終了後に、審議内容を踏まえた上でこれを作成されたのか、その以前にこれを準備され

たのか、そして、この提出者の中には総務常任委員会の委員もいらっしゃいます。
先ほど質疑でありましたように、委員会の中で修正の話は一切出されておられません。
なおかつ、その提出者の賛同者の中にスポーツ振興基金の活用ということを理解されている方がどのくらいいらっしゃったのか。
そして、最後にお聞きします。
監査の方もここに名前が入っております。
この監査の方が、監査委員の方ですね、議員選出の。
この方が入っておられることについては何ら問題はないとお考えですか。

議長／発言者に申し上げます。
議案の中身について、修正案の中身についての質疑をお願いしたいと思います。
スポーツ振興基金の認識等について答弁をいただきたいと思います。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／スポーツ振興基金の中身については、先ほど豊村議員が申された質問の中の内容等々踏まえた上でしておりまして、審議終了後、この変更の部分についてはやりました。
これでよろしいですか。

議長／ほかに。

17 番 松尾議員

松尾議員／じゃあ、お尋ねしたいんですけど、799 万 4000 円ちゅうことで、このスポーツ振興基金があるんですけども、こいで何ばしんさあとですか、なんのでいくと（？）ですか。
この残りの金で何ばしんさあとですか。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／1700 万円の部分ですか。

議長／17 番 松尾議員

松尾議員／違う。
残り、799 万 4000 円は元々当初予算でああわけでしょうが。
それで何ばしんさあとですか、この予算で。

何のでくっとですか。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／今回のスポーツの、サッカーやなかった、バスケットの部分についてのその
武雄市からの持ち出しの基金と思っております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第 38 号議案に対する討論を求めます。

討論は原案と修正案について一括して行います。

討論の際は、原案に対するものか、修正案に対するものか、かつ、反対の討論か、賛成の討
論かを最初に明確にさせていただきますようお願いいたします。

討論ございませんか。

7 番 山崎議員

暫時休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／再開いたします。

7 番 山崎議員

山崎議員／第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）、本議案の原案に賛
成の立場として、修正議案に対する反対の討論をいたします。

修正案では、10 款 5 項 1 目．保健体育総務費の補正額 1749 万 1000 円の減額修正ですが、市
制施行 20 周年記念事業のイベントとして、佐賀ブルーナースシーズンマッチに対する減額で
す。

この事業は、スポーツ振興基金を活用する事業です。

まず、武雄市のスポーツ振興基金条例第 1 条では、スポーツ及び体育の普及とスポーツ団体の
育成、活動促進を図るため、基金を設置すると定められております。

また、第 6 条では、その目的を達成するため、必要がある場合には、基金を活用できること

が明記されております。

つまり、この基金は積み上げること自体を目的としたものではありません。

スポーツ振興基金という目的を実現することこそが条例の精神であります。

今回の事業はどうでしょうか。

皆さんは、地域振興やスポーツ振興をどのように捉え、お考えですか。

プロバスケットボールチームを武雄市にお招きし、市民と、とりわけ子供たちにトップレベルの競技を直接見てもらう、これはスポーツの普及であり、スポーツへの関心を高め、将来の競技者や指導者を育てるきっかけとなる確かなるスポーツ振興事業であります。

私は申し上げたいと。

プロ選手が躍動する姿を目の前で見た子供たちの中から、自分もあの選手のようにになりたい、もっと練習してみよう、スポーツを続けてみよう、そう思う子供が一人でも生まれるのであれば、その価値は単純な損得勘定ではかされるものではありません。

子供たちに心に残る経験をつくり、夢や目標を育てることもまた基金の重要な役割ではないでしょうか。

地方に住む子供たちにとって、プロスポーツ選手を間近で見る機会は決して多くはありません。

テレビ越しでは伝わらない迫力、努力、技術、情熱に触れる経験は一生の財産になります。

それは単なる観戦ではありません。

努力することの尊さを学ぶ教育であり、挑戦する勇気を育む機会であり、未来への希望を育てる機会でもあります。

私は今回の事業こそ武雄市スポーツ振興基金条例が掲げる、スポーツ及び体育の普及、スポーツ団体の育成、社会体育の振興という目的に合致する事業であると考えます。

正しく市民の夢と成長のために使うものです。

市制施行 20 周年記念事業の一大イベントである佐賀ブルーナーズプレシーズンマッチでは、人を育むスポーツ振興に大きな機会と問題なきものと考え、この修正案には反対し、討論いたします。

目先の 1 日だけを見るのではなく、その先にある 5 年後、10 年後の武雄市の子供たち、そして、地域スポーツの未来を見据えて、議員各位の御判断いただきたいと思います。

以上です。

議長／16 番 上田議員

上田議員／第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）の修正案に賛成で、原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

その前に申し上げておきますが、私の後に討論されるつもりでいましたので、ちょっと順番が私の想定と逆になっております。

ぜひこの、ちょっとうまくいくかどうかはよく分かりませんが、させていただきたいと思います。

まず初めにですね、ぜひ反論をいただきたいと思うんですけど、武雄市議会基本条例の第1章第2条に、この条例は議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

その上で、記載がされてあるわけですが、その上で第2章第6条の2において、議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開するものとする」と記されているにもかかわらず、さきに行われました総務常任委員会、傍聴の希望が出ていることを事前に。

議長／発言者に申し上げます。

この修正案に対する討論をお願いします。

上田議員／修正案に対してですけれども。

議長／傍聴の部分は別です。

上田議員／さきに行われました常任委員会の、事前に何の周知もなく、部屋が狭い、資料が見える、公正公平な審議を行うために傍聴を入れないなどの趣旨が発言され――

議長／発言者、発言をやめてください。

修正案に対する討論をお願いします。

上田議員／修正案に関係すつけないいいよつとですけどね。

それでは、具体的な中身をお話をします。

このたびの補正予算、保健体育費1749万1000円に反対するものであります。

あえて申し上げておきますが、市制施行20周年記念事業の佐賀ブルーナーズのプレシーズンマッチをするなど申し上げているわけではなく、当初の七百数十万円の予算の範囲内で行うよう申し上げるものでございます。

執行部からの説明で中身は納得してはおりますが、ケーブルワン・スポーツパークの床を板張りに変更して試合を行うことに異議を唱えているものであります。

せつかくすばらしいケーブルワン・スポーツパークができている中で、現状の床面でありま
すタラフレックスで実施すべきであるということでもあります。

つまりは、スポーツ選手は最高のパフォーマンスを発揮するために、常にけがと隣り合わせ
にいるのは十分承知しております。

したがいまして、そのリスクを軽減するための措置だというのは、今回の板張りの措置とい
うのは理解できますが、その局面局面に応じての対策は、私はアスリートが行うべきではな
いかと思うわけです。

例えば、野球やサッカーでも人工芝のグラウンドと、人工芝用のスパイク、天然芝用のスパ
イクを用意し、雨だっりの気象条件に合わせて、今日はこうしよう、今日はこうしよう
というような、可能な限りのパフォーマンスを発揮するために、アスリートのほうがその場に
合わせるべきであって、ケーブルワン・スポーツパークの床はタラフレックスなのでこうい
うバッシュを履いてプレーしようとか、アスリートがそういう対策を打つべきじゃないか
と思うわけです。

今回、当初予算と今回の補正を合わせると、およそ 2500 万円。

執行部の説明によりますと、1000 名の市民を無料招待すると聞いております。

つまり、一人当たりの金額はおよそ 2 万 5000 円。

私も SAGAアリーナへ佐賀ブルーナースの試合を見に行ったことがあります、最も高い
チケットでもそこまではしません。

その上、SAGAアリーナでのゲームは、音響であったり、モニターであったり、演出が極
めて盛大で、観客を大変魅了するゲームでありました。

そういう状況でチケットは、安いものは 1400 円から、最高額はプレミアムシート 1 列目の前
売りが 1 万 3000 円、つまり最高額の倍程度の費用をかけることになるかと思います。

ケーブルワン・スポーツパークは素晴らしい施設でありますけれども、今回、私の一般質問
でも行いましたが、モニターや音響が整っていない状況で、そこまでの演出ができるとは到
底思えません。

何より、今の物価高の御時世に、1 日限りの事業に 2500 万円、この事業を行うことで、終わ
ってからも市民の方が利用する際に、こういうふう環境がよくなるよといったことは一切
なく、そのほとんどを仮設設備で 2500 万円の補正額をかけること自体が、住民感情で到底納
得行くものではないと考えております。

したがいまして、今回の補正予算、第 38 号議案については補正額を全面的に削除をし、当初
の金額でブルーナース記念事業、武雄のケーブルワン・スポーツパークで開催できないので
あれば、SAGAアリーナで、武雄市デーなどを行うような段取りをしてでも、先ほど反対
討論でもありましたように、子供たちに夢を当てることが必要、それは大いに賛同するもの
でありますので、SAGAアリーナに、武雄市デーをつくるような動きでも私はいいんじや

ないかと思えます。

その意味で、第 38 号議案の原案に対して反対で、修正案に対しての賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

10 番 吉原議員

吉原議員／この修正案に対して、反対の立場での討論をさせていただきます。

市制施行 20 周年記念事業のことがメインのテーマとなっているようでございますけれども、そもそも 16 日の本会議において議長が本議案を所管の常任委員会に分割付託すると申された際、何ら意見は出ておらず、分割付託をされたというふうに思います。

その結果、総務常任委員会において可決されているわけで、総務常任委員会の採決結果は重いものと私は認識しております。

そして、1749 万 1000 円という額は、決して安い金額とは私も思っておりません。

しかし、財源がスポーツ振興基金からの繰入れであること、スポーツ振興を進める上でプロの試合を間近で感じることはめったにできないことであるというふうに思います。

今後、別の競技などで、今回のようなめったに見れないトップアスリートのテクニックや迫力を間近で体感するようなイベント開催は、検討すらされなくなってしまうといけないのではないかというふうに思います。

そのようなことから、今回の事業に関しては行うべきだというふうに思います。

以上のことから、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長／11 番 豊村議員

豊村議員／第 38 号議案 令和 8 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）、修正案に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。

今回、当初予算で 750 万ほど上がって、そこから、補正予算が 1749 万円ほど上がったと。

先ほどの質問の中でも言いましたが、なぜ当初予算の範囲内でできることをそこで納めようと執行部はされなかったのか。

その試合形式にこだわらなければいけなかったのか、ほかにも様々な形で子供たちにプロの選手を間近で見ってもらう、そういった形は取れるのではなかったかと思います。

記者会見、そして、議会前の議員への勉強会でのこの議案に対する説明、そして、本会議で質問をしたときの目的ですね、例えば、体育館がこういった形で使えるんだというようなこ

とをほかにも知らせるという話もありましたし、集客という話もありましたし、16日の本会議で質問をしたときには、子供たちのというような形がありました。

なかなか目的というのが、何か動いているなというふうな形がありましたし、勉強会のときにも、まだ相手方がシーズン中で話合いがまだ終わっていないというふうな形、つまり、中身がきっちり決まっていない中で予算だけが、金額がちょっと上がってきたというふうな流れがありました。

私はもちろん、子供たちにプロの選手を見てもらうというのは必要と思います。

ただ、やっぱり執行部として、今回のスポーツ振興基金という部分が税金ではないといっても、やっぱり市民からしたら、ほかに同じく市の予算というふうな形の中でどう見られるか、納得という部分を市民目線で見るときにどう納得されるかというようなところで、私もたくさんさんの声を伺っております。

実際の学校の先生からも、市長さん、議員さん、体育館、すごい暑いですよ。

市長さん、議員さん、1時間でも体育館で運動してみらんですかというふうな意見もいただいております。

今回の形は、執行部として、この組み方、流れ、しっかり議論された形で上がってきているものなのか、これを今回許せば、今後も様々な形で中身が煮詰まっていない事業であってもどんどん予算を上げてしまうことを承認してしまうような前例になってしまう、そういったことも危惧しております。

よって、今回の議案に関しては、修正案に対して賛成し、原案について反対の立場で討論をします。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／ほかに討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

第38号議案について、先に修正案を起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、第 38 号議案原案について、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 38 号議案原案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、当該申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和 8 年 6 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。